

平成 21 年度分から、固定資産税・都市計画税の納税通知書等に共有者氏名(名称)の記載を開始しました

(固定資産を2名で共有する方が対象です)

平成 21 年度
固定資産税 納税通知書
都市計画税 (土地・家屋)
東京都 都税事務所長

納税者住所・氏名(名称)
〒163-8001 (1/6) 12345678 #
新宿区西新宿 2 丁目 8 - 1

共有者氏名(名称)
固定 花子 様

課税標準
土地(円) 家屋(円) 合計(円) 税額(円) 合計税額(円)

納税額
第 1 期分(円) 第 2 期分(円) 第 3 期分(円) 第 4 期分(円)

納税額
納税通知書番号
132-8551 東京都 区 1 丁目 2 - 3
東京都 都税事務所 電話 03-xxxx-xxxx

領収証書
全

固定資産を2名で共有している方を対象に
納税通知書の送付先名義人以外の
共有者氏名(名称)を記載しています

これに伴い、納税通知書の送付先名義人の記載を、
「外 1 名 様」から
「共有者あり) 様」に変更しました。

共有者氏名(名称)の記載 Q & A

Q 納税通知書以外に、共有者氏名(名称)が記載されるものはありますか？

A 納税通知書のほか、土地・家屋名寄帳、固定資産価格等(決定・修正)通知書などに記載されます。

Q なぜ共有者氏名(名称)を記載することになったのですか？

A これまで納税者の皆さまより「納税通知書に共有者の氏名を表示して欲しい」といったご要望をいただいております。東京都では、納税通知書の共有者氏名(名称)を記載できるスペース等を考慮いたしまして、平成 21 年度分より、2 名で共有されている物件にかかる納税通知書等に共有者の氏名(名称)の記載を開始いたしました。

Q なぜ納税通知書の送付先欄(納人 住所・氏名欄)に、共有者氏名(名称)を連名で記載できないのですか？

A 納税通知書は「固定資産税額等の確定」及び「納付の請求」を行うものであり、納税通知書の送達を受けた方は、賦課処分されたという法的効果が発生します。

東京都では、どちらの方に通知を行ったのか明確にするため、これまでどおり送付先欄には所有者のお一人のお名前を記載し、共有者の方の氏名(名称)は送付先欄外に記載しております。ご理解いただきますようお願いいたします。